

学法化・社法化等に関する申し合わせ事項

九州教区内の諸教会または伝道所が、付帯事業を学校法人、社会福祉法人等に変更する場合、または、付帯事業を学校法人、社会福祉法人等として新設する場合、必ず、次の手続きを取ることを申し合わせる。

1. 付帯事業が教会の宣教的使命をもつものであることを明確にする。
2. 当該教会の主任担任教師が、新法人の理事長となる。
3. 理事は、全員、福音主義教会の教職または信徒である。
4. 理事の過半数は教区総会議長の指名または承認を得た者である。
5. 以上第1項から第4項までを、新法人の寄付行為、定款、または準則に明記する。
6. 理事長・理事に異動があるときは、必ず教区事務所に報告する。

(1980年3月11日 常置委員会にて決定)